

●循環経済を活かし自然再興と調和する炭素中立社会への移行に関する検討委員会
設置要綱

令和6年5月31日
日本学術会議第367回幹事会決定

(設置)

第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、循環経済を活かし自然再興と調和する炭素中立社会への移行に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(職務)

第2 委員会は、2050年カーボンニュートラル（炭素中立）の実現に向けた諸課題について、学術の観点から審議する。特に、炭素中立社会への移行をより加速する上で、サーキュラーエコノミー（循環経済）が担う役割を明らかにすると同時に、生物多様性の損失を止め、回復させるネイチャーポジティブ（自然再興）と両立する未来社会の在り方を審議する。自然資本の回復を含む循環型で持続可能な炭素中立社会の実現に必要な施策等の諸課題を明らかにし、その成果を政策決定者のみならず広く社会に発信する。

(組織)

第3 委員会は、25名以内の会員又は連携会員をもって組織する。

(設置期限)

第4 委員会は、令和8年9月30日まで置かれるものとする。

(庶務)

第5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局参事官（審議第二担当）において処理する。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。